

## 規 約

### 第1条（名称及び所在地）

本アカデミーは、Nスポーツコミュニケーションジュニアスポーツアカデミー（以下「当アカデミー」という）と称し、名寄市西13条南4丁目 名寄市民文化センター内に事務所を置く。

### 第2条（目的）

当アカデミーは各競技で活躍を目指す、将来性豊かなジュニア選手のスキルアップをサポートし、スポーツ全般の競技力向上、及びスポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域スポーツ振興に寄与することを目的とする。

### 第3条（会員等）

当アカデミーの会員は以下の通りとします。

#### （1）アカデミー生

名寄市内に在住もしくは名寄市内のスポーツ少年団、中学校や高校の運動系部活、各スポーツ競技団体等に所属している、新年度の小学5年生から高校3年生。

#### （2）当アカデミーの最大定員数は20名とする。

### 第4条（入会資格）

当アカデミーに入会できる者は、本規約を確認の上、遵守することを承認し、当アカデミーの趣旨に賛同し、保護者の同意を得たものとする。また、スポーツ少年団、中学校や高校の運動系部活、各スポーツ競技団体に所属していることを必須条件とし、各種プログラムに参加できる健全な健康状態であり、かつ当アカデミーが入会に適すると認めた者とする。

### 第5条（入会手続き）

当アカデミーに入会を希望する者は、所定の入校申込書、同意書を提出すること。

### 第6条（会費等）

当アカデミーに入会のする者は、年会費5000円を所定の期日までに納入すること。

なお一旦入金した会費等は、入会不許可を除いて、理由の如何を問わず全額またはその一部であっても返還しないものとする。

### 第7条（退会）

退会を希望する者は、退会届を提出しなければならない。アカデミー生もしくは保護者が公序良俗に反する行為をした場合や、他アカデミー生に悪影響を与えるとNスポーツコミュニケーションが判断した場合には警告の上、強制退会の措置を取る場合もある。

### 第8条（活動期間）

当アカデミーの活動期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

#### 第9条（保険）

アカデミー生は入会手続き完了後、当アカデミーが指定するスポーツ保険に必ず加入すること。加入手続きについては、当アカデミーが行い、保険料はアカデミー生が負担するものとする。なお、傷害事故等の場合における補償は加入する保険会社の約款の通りとなる。

#### 第10条（事故等の責任）

当アカデミーの活動中に発生した事故・事件、トラブル、盗難等について、当アカデミー、Nスポーツコミュニケーション、及び当アカデミースタッフ、Nスポーツコミュニケーション会員は一切責任を負わない。

#### 第11条（画像・映像、各種データ等）

当アカデミーの活動を撮影した画像、及び映像等を、当アカデミー及びNスポーツコミュニケーションのホームページ、SNS、その他プロモーションに使用する場合がある。

また、アカデミー生の体力測定、及びメディカルチェック等で得られた各種データについては、当アカデミーの研究・分析にのみ使用できるものとする。ただし、個人が特定されないように配慮した上で公表される場合もある。

#### 第12条（個人情報の取り扱い）

当アカデミーで取得したすべての個人情報は、Nスポーツコミュニケーションが管理し、本人・保護者同意を得ずに第三者への提供は行わない。本規約や個別に同意を得た目的の範囲内で使用し、それ以外の目的では使用しない。また個人情報の漏洩、滅失、棄損等を防止するために適切な管理を行う。

#### 附則

- 1、この規約は、2020年2月20日から施行する。